平成２４年（フ）第１２２５号
東京都小平市小川町１丁目478番地の22
破産者　星　　大也
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２２６号
東京都小平市小川町１丁目478番地の22
破産者　星　　和枝
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２２７号
東京都東村山市本町３丁目８番地11ダイヤモンドパレス401
破産者　星　和千代
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４２６号
神奈川県秦野市西田原414番地１、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市神奈川区立町６番地の１ＡＮＮＩ横浜ＥＡＳＴ601号室
破産者　アクティブバランス株式会社
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２０号
石川県輪島市新橋通７字96番地１、商業登記簿上の本店所在地石川県輪島市輪島崎町１部131番地
破産者　有限会社城豊水産
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第３０１号
長野県須坂市大字日滝2222番地１
破産者　株式会社三貴印刷
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１号
静岡県賀茂郡西伊豆町一色467番地の２
破産者　有限会社堤工務店
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第２２３号
滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上字廣谷4254番地
破産者　有限会社竜王ファーム
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３０７０号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番９号サンラフレ出来島705号室
破産者　有限会社ティーエヌ技研工業
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８９８号
大阪市東淀川区東中島１丁目17番５号
破産者　株式会社ＷＩＳＥツーリスト
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０２６号
大阪市淀川区木川東４―11―13　サンリット新大阪101
破産者　株式会社カストーネ
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７９号
大阪府八尾市木の本２丁目48番地の１
破産者　株式会社幸栄ハウジング
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７７号
大阪府摂津市千里丘４丁目４番27号
破産者　有限会社小酒井組
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７２９号
大阪市北区紅梅町２番17号
破産者　有限会社メルクマール
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７５０号
大阪市中央区久太郎町２丁目５番31号
破産者　株式会社アクアカンパニー
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７５３号
大阪府大東市谷川２丁目８番50号
破産者　有限会社タカシ
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７６０号
大阪市東住吉区中野３―３―３　ＴＹビル４階、商業登記簿上の本店所在地大阪市平野区平野本町３丁目３番23―905号
破産者　株式会社日本・ＡＳＧ
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５２号
堺市堺区海山町４丁163番地の１
破産者　田村興業株式会社
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２号
島根県江津市二宮町神主ロ３番地３
破産者　有限責任中間法人循環社会研究協会山陰
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第９３号
岡山県苫田郡鏡野町原17番地の５
破産者　有限会社田村建設
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１３４７号
広島市佐伯区三宅１丁目３番26号
破産者　株式会社スズキ二輪館五日市
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部